

IV 資料編

1 島根県関係

平成25年度 社会教育課 事務分掌表

平成25年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	小 仲 靖 子（内線5910） 土 江 成 夫（内線5427） 山 中 慎 嗣（内線5428） 永 井 宏 昌（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立生涯学習推進施設に関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
G	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯学習振興G	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等）に関すること 7 叙勲に関すること 8 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 神々の国しまねプロジェクトに関すること 11 島根県高等学校文化連盟に関すること 12 少年自然の家の事務総括及び出納に関すること（兼務） 13 県立図書館に関すること	GL（総括） 土江 成夫 （内線5427）	企画員 嘉藤 恭子 企画員 足立 京子
	1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設、県立図書館等の条例・規則の改廃に関すること 2 県立青少年の家に関すること 3 指定管理者制度に関すること 4 広聴・広報に関すること 5 各種表彰に関すること 6 全国大会出場校知事激励に関すること 7 情報公開及び個人情報保護に関すること 8 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 9 少年自然の家の予算に関すること（兼務） 10 県立図書館事業の支援及び調整（予算を含む）に関すること	企画員 嘉藤 恭子 （内線5427）	企画員 足立 京子

生涯学習振興G	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立少年自然の家に関すること 4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関すること 5 職員の福利・厚生に関すること 6 公務災害に関すること 7 物品の出納・保管に関すること 8 エコリーダーに関すること 9 内部管理事務改革に関すること 10 災害連絡に関すること 11 その他庶務一般に関すること 12 少年自然の家の庶務に関すること（兼務） 	企画員 足立 京子 (内線 6485)	企画員 嘉藤 恭子
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関すること 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関すること 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関すること 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関すること 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 7 文書の収受・発送・保管に関すること 	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 土江 成夫 企画員 嘉藤 恭子 企画員 足立 京子
社会教育G	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 派遣社会教育主事に関すること 4 社会教育施設及び生涯学習推進施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格の認定に関すること 6 社会教育主事資格取得講習に関すること 7 市町村の社会教育事業の助言に関すること 	社会教育主事 (兼)社会教育GL 山中 慎嗣 (内線 5428)	
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 社会教育主事等の研修に関すること 4 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 5 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関すること 6 社会教育研修センターの研修企画等の支援に関すること 7 中四国主管課長会議に関すること 8 文部科学省、都道府県、国立青少年交流の家等との連絡調整に関すること 9 社会教育における島根大学との連携に関すること 	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正 (内線 5429)	社会教育主事 西村 睦
	<ul style="list-style-type: none"> 1 実証！「地域力」醸成プログラムに関すること 2 島根県公民館連絡協議会に関すること 3 公民館の設置管理に係る指導・調査に関すること 	社会教育主事 西村 睦 (内線 5429)	主任主事 高橋 ひとみ

社会 教育 G	1 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関する事 2 学校活動モデル事業交付金に関する事 3 地域と中学校の文化活動支援事業に関する事 4 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁事業）に関する事 5 芸術等鑑賞機会の提供に関する事 6 成人教育・高齢者教育に関する事 7 後援・共催に関する事 8 子ども夢基金に関する事	主任主事 高橋 ひとみ (内線 5429)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクトの総括に関する事 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（放課後支援・放課後子どもプラン）に関する事 3 子ども読書活動の推進に関する事 4 教職員研修計画に関する事 5 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関する事	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 浜崎 順子 (内線 5428)	社会教育主事 池田 哲也
	1 ふるさと教育推進事業に関する事 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金に関する事 3 学校と地域の連携実践講座に関する事 4 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関する事 5 PTA団体の研修・指導に関する事 6 優良少年団体表彰に関する事 7 奉仕活動・体験活動等の推進に関する事	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5428)	社会教育主事 横田 輝昭
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援・家庭教育支援）に関する事 2 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（親学プログラム・公民館ふるまい推進事業）に関する事 3 青少年教育に関する事 4 青少年団体の指導及び指導者養成に関する事 5 優れた地域による学校支援活動表彰に関する事 6 社会教育調査に関する事 7 視聴覚教育に関する事	社会教育主事 横田 輝昭 (内線 5428) (内線 6876)	社会教育主事 浜崎 順子
青 少 年 S	1 青少年行政の連絡調整に関する事	社会教育主事（兼）企画幹 (併任 青少年家庭課) 永井 宏昌 (内線 6524)	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあつては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2** 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。
- 4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長(以下「市町村教育長」という。)は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事が、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書(様式第2号)を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書(様式第3号)を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書(様式第4号)を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書(様式第5号)を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさとの今を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割に対する使命感を醸成しようとするものである。さらに、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、「しまね教育ビジョン 21」の子ども達に身につけて欲しい力（「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力」）の確実な習得につながるの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進事業実施計画」を策定する。
- ② 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他事業との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進事業実施計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

(2) 学校での取組

- ① ふるさと教育で培った「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進事業実施計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進事業実施計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 県社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化，地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成23年度から平成25年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1) 県は次に掲げる事業を行う。

① ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

市町村立学校が行うふるさと教育活動（以下「ふるさと教育」という。）に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。さらに、地域課題（地域医療）に即したふるさと教育（以下「地域医療教育」という。）を実施する場合には、その活動に係る経費を別に交付し、当該交付要綱は別に定める。

② 助言・研修等

ア 市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。

イ 市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。

ウ ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。

エ ふるさと教育の推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(2) 市町村は次に掲げる事業を行う。

① 「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。

② 市町村における「ふるさと教育推進事業実施計画」を様式1により策定する。

③ 市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校の「ふるさと教育推進事業実施計画」のとりまとめと指導を行う。

④ ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を、既存の研修や同様のねらいを持って新たに開催する別の研修等の活用も図りながら、年2回程度開催する。

⑤ ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、

通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

- ⑥ 地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

- ⑦ 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

- ⑧ 事業終了後に、「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式2）を作成する。

- ⑨ ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(3) 学校は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村の「ふるさと教育推進事業実施計画」を踏まえ、次の各号に留意のうえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育推進事業実施計画」を様式3により策定し、市町村教育委員会に提出する。

ア 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理をすること。

イ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定すること。

ウ 地域の人材等の活用を図ること。

ただし、地域医療教育を実施する場合には、その内容を「ふるさと教育推進事業実施計画」に位置付けるとともに、別途「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）実施計画」を様式3-1により策定し、市町村教育委員会に提出する。

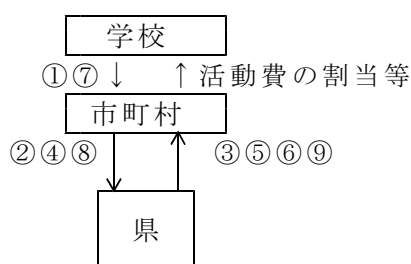
- ② 「ふるさと教育推進事業実施計画」を踏まえて、ふるさと教育を各学年で年間35時間以上実施する。

- ③ 事業終了後に、「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式4）を作成し市町村教育委員会に報告する。

ただし、地域医療教育を実施した場合には、「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）実施報告書」（様式4-1）も作成し市町村教育委員会に報告する。

- ④ ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努める。

4 事業の構成と実施体制



- ① 事業実施計画書の提出
- ② 事業実施計画書の提出
- ③ 交付額の内示
- ④ 交付申請
- ⑤ 交付決定
- ⑥ 概算払い
- ⑦ 実施報告
- ⑧ 実績報告
- ⑨ 交付金の確定、精算払い

5 施行日

- (1) この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3(3)に規定する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校における事業費

(2) 地域医療教育に係る学校における事業費

(2)については、平成24年度から平成25年度までの2ヵ年に限る。

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	学校における事業費	地域医療教育に係る学校における事業費
算出基礎	各小学校・中学校×@70千円	各小学校×@100千円 各中学校×@200千円
使途内訳	①各学校における活動に要する経費 ②学校支援ボランティア謝金 ③特別非常勤講師報酬	①各学校における活動に要する経費 ・需用費（調べ学習用図書費、資料代、文具等） ・報償費（謝金） ・旅費 ・役務費 ・使用料

2 学校における事業費の謝金・報酬の合計は、その概ね3割を上限とする。

3 地域医療教育に係る学校における事業費の調べ学習用図書費の合計は、小学校50千円、中学校100千円を上限とする。

4 当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても交付金の対象経費に算入することができる。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の提出)

第5条 市町村は交付金の交付を受けようとする場合は、交付申請に先立って実施要綱3(2)②に既定する「ふるさと教育推進事業実施計画書」（様式第1号）を、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村は、交付金の交付を受けようとする場合は、交付申請書（様式第2号）を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第7条

市町村は、概算払の請求をしようとするときは様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 市町村は、事業の内容を変更（ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く）するときには、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業報告)

第9条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第6号により事業報告を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らぐ放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小学校区毎での検討の場(運営委員会等)における検討のポイントを示すものです。

1. 放課後子どもプランのねらい

- ★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。
知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。
- ★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現実には容易ではありません。
家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に迫られ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。
そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。
- ★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。
また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。
こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に関与していく気運が高まりつつあります。
- ★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。
この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。
また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要もあります。
さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

★「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業(※1)」や「放課後児童健全育成事業(※2)」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳(小学3年生)未満の児童)に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士(異年齢)の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域(小学校区)で、放課後や休日の子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば…今の私たちの地域に何が必要か？

ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どものがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？

- 地域の子どものが参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

ポイント1 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しましょう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の实情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

ポイント2 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- **たくさん大人の(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。**
 - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
 - リーダーとなる人材には、専門的な知見も必要であり、研修等の機会も必要です。
 - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- **参加する大人にとっても大きなメリットとなります。**
 - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
 - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- **保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。**
 - 保護者は、単に便利なサービスを受取る側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。

- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしくみを工夫しましょう）

●放課後子どもプランコーディネータ(※3)等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整(コーディネート)をしましょ。
- コーディネータには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネータ 地域の中で取り込まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょ。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょ。

●子どもの安全確保については十分な対応をとりましょ。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょ。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くします。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょ。それを見極める大人の力量も必要でしよ。

●国庫補助事業等を活用しましょ。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょ。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょ。

ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょ。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょ。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もしなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょ。

★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場(運営委員会等)の開催やコーディネータの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネータやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

島根県社会教育委員名簿

任期:平成24年6月24日～平成26年6月23日

(平成24年6月24日改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	奥出雲	奥出雲町教育委員会教育長
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	しまね国際センター理事長
3	隠木 哲朗	いんき てつろう	知夫	知夫村教育委員会教育長
4	大岩 睦子	おおいわ むつこ	松江	松江市教育委員会メディア対策推進員
5	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
6	小林 洋子	こばやし ようこ	大田	島根県連合婦人会長
7	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
8	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市世界こども美術館学芸課長
9	高尾 雅裕	たかお まさひろ	松江	山陰中央新報社論説委員会副委員長
10	田中 耕太郎	たなか こうたろう	浜田	島根県PTA連合会長
11	長岡 誠	ながおか まこと	松江	島根県公民館連絡協議会評議員
12	中路 輝子	なかじ てるこ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(川津幼稚園長)
13	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯学習教育研究センター教授
14	濱田 清行	はまだ きよゆき	松江	島根県公立高等学校長協会副会長(松江工業高校長)
15	平川 眞代	ひらかわ まさよ	松江	公募委員
16	藤原 恵子	ふじはら けいこ	松江	島根県小学校長会会員(大野小校長)
17	藤原 廣子	ふじはら ひろこ	出雲	ブックランド古志代表
18	前島 泰	まえじま やすし	松江	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
19	三浦 尚二	みうら しょうじ	雲南市	島根県中学校長会副会長(三刀屋中校長)
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ざーむ専務理事

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成24年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	松江市立大谷小学校PTA 奥出雲町立亀高小学校PTA
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	多伎地域学校運営ブロック協議会（出雲市） 「仁摩」学校支援地域本部（大田市）
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）文部科学大臣表彰	出雲市立ひかわ図書館（出雲市） おはなしさんぽ（出雲市）
	優良公民館表彰	邑南町口羽公民館 松江市城東公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	山下梅子（吉賀町） 勝部良子（大田市） 福田真智子（出雲市）
	優れた教育活動表彰(学校)	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	邑南町阿須那公民館 益田市真砂公民館
	公民館職員表彰	長岡寿美子（松江市大庭公民館 主任） 佐貫喜久子（出雲市高松コミュニティセンター マネジャー） 大谷淑子（奥出雲町立横田公民館 主事） 花田清征（浜田市立都川公民館 館長） 岩根了達（大田市立中央公民館 館長） 山藤正治（江津市立有福温泉公民館 館長） 福屋ひろみ（邑南町日貫公民館 事務補助職員） 藤井礼子（浜田市立安城公民館 主事） 伊藤裕子（大田市立中央公民館 主事） 寺戸保人（益田市匹見下公民館 館長）
	優良少年団体表彰	とびすから世界へ らぶ・ぴーす（出雲市） 子供神楽 塩津っ子クラブ（出雲市）
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	松田往憲（飯南町来島公民館 館長）
	公民館永年勤続職員表彰	長岡寿美子（松江市大庭公民館 主任） 角光代（松江市竹矢公民館 主事） 川合美智枝（安来市能義交流センター 主事） 堀江淳子（安来市赤江交流センター 主事） 石川隆（飯南町頓原公民館 主事） 岩根了達（大田市立中央公民館 館長） 伊藤裕子（大田市立中央公民館 主事） 井野隆（大田市久手まちづくりセンター センター長） 川上直子（大田市久手まちづくりセンター 職員） 渡辺治美（大田市大屋まちづくりセンター 職員） 西村由紀子（江津市立黒松公民館 主事） 上田満子（江津市立浅利公民館 主事） 木村典子（江津市立渡津公民館 主事）
山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	鹽谷法顕（浜田市）
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	持田康史（松江市）
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	山本寿子（松江市） 吉川しのぶ（奥出雲町） 鳥屋ヶ原美子（飯南町） 山崎壽松（浜田市） ※「崎」のつくりの「大」は正しくは「立」 西島正敏（大田市） 小原静也（益田市） 大羽ミヤ子（津和野町）